

埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱

(通則及び趣旨)

第1条 県は、障害者（児）の福祉の増進を目的として、第2条に規定する事業に関して市町村（ただし、第2条第2項の事業については地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を、同条第3項の事業については指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を除く。以下同じ。）が支弁した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「在宅重度心身障害者手当支給事業」とは、在宅の重度心身障害者の経済的及び精神的負担を軽減することを目的として、その者に在宅重度心身障害者手当を支給する事業をいう。

2 この要綱において、「障害児（者）生活サポート事業」とは、在宅の心身障害児（者）の福祉の向上及び介護者の負担の軽減を目的として、「障害児・者生活サポート事業実施要綱」（平成10年7月21日付け障福第1589号健康福祉部長通知）に基づいて実施される事業をいう。

3 この要綱において、「全身性障害者介助人派遣事業」とは、在宅の重度の全身性障害者の自立した地域生活を支えることを目的として、「全身性障害者介助人派遣事業実施要綱」（平成17年7月7日付け障福第695号福祉部長通知）に基づいて実施される事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、市町村が行う次の各号の事業を対象とする。

- (1) 在宅重度心身障害者手当支給事業
- (2) 障害児（者）生活サポート事業
- (3) 全身性障害者介助人派遣事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条各号のそれぞれの事業について、別表第2欄に定める経費とする。

(補助額)

第5条 前条の経費に対する補助額は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号の事業

市町村における当該経費の実支出額（当該事業に係る寄附金その他の収入があるときは、その寄附金その他の収入の額を控除した額。）と別表1の第1欄に定める基準額とを比較し、少ない方の額に別表1の第3欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内におい

て知事が定める。

(2) 第3条第2号の事業

市町村における当該経費の実支出額（当該事業に係る寄附金その他の収入があるときは、その寄附金その他の収入の額を控除した額。）と別表2の第1欄（1）から（3）より求めた額とを比較し、少ない方の額に別表2の第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、別表2の第1欄（4）の額とを比較し少ない方の額の範囲内において知事が定める。

(3) 第3条第3号の事業

市町村における当該経費の実支出額（当該事業に係る寄附金その他の収入があるときは、その寄附金その他の収入の額を控除した額。）と別表3の第1欄に定める基準額とを比較し、少ない方の額から市町村が障害者に費用の一部の負担を求めている場合にはその額を控除した額に、別表3の第3欄に補助率を乗じて得た額の範囲内において知事が定める。

- 2 なお、前項の規定により各事業ごとに算出した額において、算出した千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請手続)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項については、記載することを要しない。

3 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第1項に規定する申請書は、各年度知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(変更申請手続)

第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請額に変更を生じた場合は、様式第2号による変更交付申請書を各年度知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書及び変更交付決定通知書の様式は、それぞれ様式第3号及び様式第4号のとおりとする。

(補助金交付の方法)

第9条 知事は、規則第5条の規定により交付の決定をした額を、概算払いの方法により交付できるものとする。

(状況報告)

第10条 実施市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出は、毎会計年度終了後速やかに行うものとする。

(交付額確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 市町村長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年7月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年12月22日から一部改正して施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年11月22日から一部改正して施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月9日から一部改正して施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から一部改正して施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から一部改正して施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から一部改正して施行する。ただし、別表1在宅重度心身障害者手当支給事業 第1欄(2)1の一部改正については、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月29日から一部改正して施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から一部改正して施行する。

別表1 在宅重度心身障害者手当支給事業

第1欄	第2欄	第3欄
基準額	対象経費	補助率
<p>次により算定した額とする。</p> <p>市町村において支給する手当の額×手当支給延人数</p> <p>(1) 市町村において支給する手当の額 月額5,000円を限度とする。</p> <p>(2) 支給制限 手当は、住民登録地が埼玉県内である重度心身障害者(※1)のうち、次の各号の一に該当する者には支給しない。</p> <p>1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第17条第2号及び第26条の2第1号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第14条第3号に規定する施設に入所している者。</p> <p>2 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者。ただし、重度心身障害者(※1)の(6)に該当する者についてはこの限りでない。</p> <p>3 前年の所得により、住民税を課税されている者。</p> <p>4 65歳以上の者。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(ア) 65歳に達する日の前日において、この手当を受給していた場合。</p> <p>(イ) 平成21年12月31日時点において既にこの手当を受給していた場合。</p> <p>(ウ) 65歳に達する日の前日又は平成21年12月31日時点において第1号から第3号の事由により支給を制限されていた者が、当該事由に該当しなくなった場合。</p>	<p>補助金</p> <p>扶助費</p>	<p>1/2</p>

※1 「重度心身障害者」とは、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級又は2級に該当する者。
- (2) 療育手帳制度(埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)及びさいたま市療育手帳制度要綱(平成15年さいたま市告示第260号))による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が㊤又はAに該当する者。

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級に該当する者。
- (4) 障害の程度が最重度又は重度であると児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が判定した者。
- (5) 前4号に掲げる者に相当すると市町村長が認めた者。
- (6) 超重症心身障害児（※2）と市町村長が認めた者。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあると市町村長が認めた者。

※2 「超重症心身障害児」とは、重症心身障害児（※3）のうち、運動機能が座位までであって、かつ、以下のスコア表の各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、それぞれのスコアを合算し、その合計が25点以上の障害児とする。

項 目	点 数
1 レスプレーター管理*1	10点
2 気管内挿管・気管切開	8点
3 鼻咽頭エアウェイ	5点
4 O ₂ 吸入又はSpO ₂ 90%以下の状態が10%以上	5点
5 1回/時間以上頻回の吸引	8点
6回/日以上頻回の吸引	3点
6 ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	3点
7 IVH	10点
8 経口摂取（全介助）*2	3点
経管（経鼻・胃ろう含む）*2	5点
9 腸ろう・腸管栄養*2	8点
持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	3点
10 手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	3点
11 継続する透析（腹膜灌流を含む）	10点
12 定期導尿（3回/日以上）*3	5点
13 人工肛門	5点
14 体位変換 6回/日以上	3点

*1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスプレーター管理に含む。

*2 8、9は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

*3 人工膀胱を含む。

※3 重症心身障害児とは、以下の（1）に該当し、かつ（2）又は（3）に該当する20歳

未満の者とする。

- (1) 肢体不自由に係る障害の程度が身体障害者手帳 1 級又は 2 級に該当する者。
- (2) 療育手帳の等級が㊦又はAに該当する者。
- (3) 障害の程度が最重度又は重度であると児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が判定した者。

別表2 障害児（者）生活サポート事業

第1欄	第2欄	第3欄																												
基準額	対象経費	補助率																												
<p>(3) に定める利用時間内において (1) 及び (2) により算出した額とする。なお (4) の額を限度とする。</p> <p>(1) 基本分 基準単価×年間利用時間 なお、基準単価は各登録団体における1時間あたりの利用料に2を乗じて得た額とする。 ただし、1,900円を限度とする。</p> <p>(2) 障害児上乗せ分 障害児差額補助単価×年間利用時間 障害児の利用に限り適用し、(1) により算出した額に上乗せする。なお、障害児差額補助単価とは、1時間当たりの利用料から、次表の利用者世帯各階層区分の基準額を減じて得た額とする。 ただし、1時間当たりの利用料が950円を超える場合は、950円を利用料とみなす。</p> <p>障害児差額補助単価</p> <table border="1" data-bbox="204 1077 1109 1444"> <thead> <tr> <th>利用者世帯各階層区分</th> <th>基準額 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B 生計中心者が前年所得税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>C 生計中心者の前年所得税課税年額が5千円以下の世帯</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>D 生計中心者の前年所得税課税年額が5千1円以上1万5千円以下の世帯</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>E 生計中心者の前年所得税課税年額が1万5千円1円以上4万円以下の世帯</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>F 生計中心者の前年所得税課税年額が4万1円以上7万円以下の世帯</td> <td>850円</td> </tr> <tr> <td>G 生計中心者の前年所得課税年額が7万1円以上の世帯</td> <td>950円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 年間利用時間 (1) 及び (2) の補助の算定対象となる利用時間は、個々の障害者1名当たり年間150時間を上限とする。</p> <p>(4) 市町村の人口規模による限度額</p> <table border="1" data-bbox="204 1736 1082 1982"> <thead> <tr> <th>人口</th> <th>補助額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30万人以上</td> <td>5,000,000</td> </tr> <tr> <td>20万人以上30万人未満</td> <td>3,450,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上20万人未満</td> <td>2,000,000</td> </tr> <tr> <td>5万人以上10万人未満</td> <td>1,050,000</td> </tr> <tr> <td>5万人以下</td> <td>1,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※ 人口規模は補助対象年度4月1日現在のものとする。)</p>	利用者世帯各階層区分	基準額 (1時間当たり)	A 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	B 生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円	C 生計中心者の前年所得税課税年額が5千円以下の世帯	250円	D 生計中心者の前年所得税課税年額が5千1円以上1万5千円以下の世帯	400円	E 生計中心者の前年所得税課税年額が1万5千円1円以上4万円以下の世帯	650円	F 生計中心者の前年所得税課税年額が4万1円以上7万円以下の世帯	850円	G 生計中心者の前年所得課税年額が7万1円以上の世帯	950円	人口	補助額(円)	30万人以上	5,000,000	20万人以上30万人未満	3,450,000	10万人以上20万人未満	2,000,000	5万人以上10万人未満	1,050,000	5万人以下	1,000,000	補助金	1/2
利用者世帯各階層区分	基準額 (1時間当たり)																													
A 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円																													
B 生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円																													
C 生計中心者の前年所得税課税年額が5千円以下の世帯	250円																													
D 生計中心者の前年所得税課税年額が5千1円以上1万5千円以下の世帯	400円																													
E 生計中心者の前年所得税課税年額が1万5千円1円以上4万円以下の世帯	650円																													
F 生計中心者の前年所得税課税年額が4万1円以上7万円以下の世帯	850円																													
G 生計中心者の前年所得課税年額が7万1円以上の世帯	950円																													
人口	補助額(円)																													
30万人以上	5,000,000																													
20万人以上30万人未満	3,450,000																													
10万人以上20万人未満	2,000,000																													
5万人以上10万人未満	1,050,000																													
5万人以下	1,000,000																													

別表3 全身性障害者介助人派遣事業

第1欄	第2欄	第3欄
基準額	対象経費	補助率
<p>次により算定した額とする。</p> <p>基準単価×利用時間</p> <p>(1) 基準単価 1時間あたり 900円</p> <p>(2) 利用時間 補助の対象となる利用時間は、個々の障害者1名当たり、1月180時間を上限とする。</p>	<p>賃金 報償費 役務費 委託料 補助金 扶助費</p>	<p>1/2 (※1)</p>

※1 なお、市町村が障害者に費用の一部の負担を求めている場合には、選定額からその額を控除したものに補助率を乗ずるものとする。

様式第1号（第6条関係）

年度 埼玉県障害者生活支援事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長名

下記により埼玉県障害者生活支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付申請額 金 円

2 関係書類

（1）申請額算出書

別紙1

（2）申請額算出内訳書

別紙2

様式第2号（第7条関係）

年度 埼玉県障害者生活支援事業補助金変更交付申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長名

下記により埼玉県障害者生活支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付申請額 金 円

2 関係書類

（1）申請額算出書

別紙1

（2）申請額算出内訳書

別紙2

年度 埼玉県障害者生活支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

各市町村長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県障害者生活支援事業補助金については、下記のとおり交付決定します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 概算払い

3 条 件

- (1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、または補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、必要に応じて間接補助事業者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち会わせ、又は職員にその事務所事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (5) 当該補助の対象者（間接補助事業者）に対し、当該補助金を交付するに際しては、この要綱及び（1）から（3）までの規定に準じた条件及び（4）の条件を付すこと。

4 関係書類

(1) 交付決定額内訳書

別紙

年度 埼玉県障害者生活支援事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

各市町村長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度埼玉県
障害者生活支援事業補助金について 年 月 日付け 第 号の変
更交付申請に基づき、決定の内容の一部を下記のとおり変更することに決定したので通知しま
す。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 精算払い

3 条 件

- (1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、または補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、必要に応じて間接補助事業者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち会わせ、又は職員にその事務所事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (5) 当該補助の対象者（間接補助事業者）に対し、当該補助金を交付するに際しては、この要綱及び（1）から（3）までの規定に準じた条件及び（4）の条件を付すこと。

4 関係書類

- (1) 変更交付決定額内訳書 別紙

年度 埼玉県障害者生活支援事業補助金実績報告書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県
障害者生活支援事業補助金事業が完了したので補助金等の交付手続等に関する規則第13条の
規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 関係書類

- | | |
|--------------|-----|
| （1）精算額算定書 | 別紙1 |
| （2）精算額算出内訳書 | 別紙2 |
| （3）事業実施状況報告書 | 別紙3 |

2 補助事業の実施期間

年 月 日から
年 月 日まで

様式第6号（第12条関係）

年度 埼玉県障害者生活支援事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

各市町村長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度埼玉県障害者生活支援事業補助金については、年 月 日付け 第 号の事業実績報告書に基づき、交付額を下記のとおり確定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 関係書類
(1) 補助金額内訳書 別紙